





# 経営者の情報源 ビジネスニュース



有限会社サンライズロジテム  
取締役社長 瀬谷 春夫

## 常識に隠れた思い込み

### ◎洗剤なしの洗濯は不可能?

**日** 常的な習慣になっていると、必ずしも必要ではないのにそれがないと実現できないような思い込みをしていることがあります。

以前、自宅で洗濯をする際、洗剤を切らしていることに気が付きました。洗剤を使って洗濯する習慣がついていると、「洗剤が無ければ洗濯できない」と考えてしまいがちです。しかし急いで洗濯する必要があったため、洗剤なしで洗濯することに挑戦しました。結果は軽い汚れだったのであります。さすがに洗剤を使用した時の爽やかな香りはありませんが、洗濯の本来の目的である汚れを落とすことは、洗剤なしでも実現できました。

本来の目的を達成するために何が一番大事なのかを間違えると、一生懸命努力をしているのになかなか結果が出ないことがあります。

**あ** る商店の販売促進業務に携わった時の出来事です。これまで作成したチラシや広告方法を伺って、これだけ素晴らしい販促活動をしているのに売上が安定しないのはなぜか不思議に思いました。

広告の力は限られています。チラシを利用して来店を促すことはできても、リピーターになるかどうかはお客様が受け止める満足

度によって変わってきます。

広告を見て期待に胸を膨らませたお客様が来店し、もしお客様の期待する以上の満足を提供できなければ、逆に期待した分だけ失望に変わり、もう二度とお店に来なくなってしまいます。

そのお店の接客態度を確認する一つの方法として私が実践しているのは、間違い電話をかけてその時の対応をみる方法です。電話の受け方は、不思議なことに同じ職場にいると誰が対応しても似てくる傾向があります。さっそくお店に間違い電話をしたところ、とても冷たい対応をされてガチャンと電話を切られました。問題の核心は広告手法ではなく、お店側の顧客対応にありました。

**繁** 盛しているお店に電話をすると、仮に間違い電話でもともと感じよく対応されます。あるチェーン店に電話した時、間違い電話にもかかわらず「お電話ありがとうございます。今度ぜひご利用ください」と言われました。こうした対応をされると、うれしくなってお店に行ってみたくなります。

誰がいつお客様の立場になるのか分からないのが、世の中のおもしろいところです。利害関係のない人にもお客様と同じように接することを心掛ければ、自分の知らないところで未来のお客様を増やすことが可能です。

### ◎コーヒーのおいしさは豆で決まる?

**学** 生時代、浄水器のモニター募集のアルバイトをしたことがあります。きちんとスーツを着て、企業に飛び込み訪問をする仕事でした。今から20年前、まだ浄水器を使っている企業は少なかったため、無料でお試しができるモニター募集は評判がよく、楽しいアルバイトの一つでした。

ある喫茶店で、浄水器のモニターをしていただいた時の出来事です。お客様においしいコーヒーを提供するため、喫茶店の店長は日夜コーヒー豆の銘柄を変えたり、ブレンド方法を工夫したりと試行錯誤を繰り返していました。おいしいコーヒーは、コーヒー豆に理由があると考えていたようです。

**そ** の喫茶店で浄水器のモニターをしていただいた時に、奇跡は起こりました。常連のお客様から「このコーヒーおいしいね!どこの豆を使ったの?」と言われたそうです。実はコーヒー豆は変わっておらず、大きな違いは浄水器を通した水を使い始めたことでした。コーヒーがおいしくなった理由は、意外にも浄水器を通した水にありました。一度コーヒー豆に原因があると思い込むと、まさか水に原因があるとは考えにくいものです。思い込みによって本来取るべき方法を見失ってしまいます。

壁にぶつかったとき、ヒントをつかむ方法の一つに「常識の

再点検」があります。自分が当たり前と思っていることを一度否定し、ゼロから見直してみることです。常識の再点検をする際、自分の意に沿わない現実をすんなりと受け入れるために、過去と現在で前提条件がどのように変わっているかを再確認することが必要です。

過去に通用した方法はそれ自体が悪いのではなく、単に前提条件が変化したために、今は有効に機能しないだけかもしれません。

**過** 去に通用した自分のやり方を否定されると、自分自身が否定されたような気がして悲しい気持ちになります。しかし前提条件が変われば方法も変わって当然と割り切れば、プライドを損なわずに新しい考え方を取り入れることが可能です。逆に前提条件が変わったのに自分のプライドにこだわり、同じやり方を続けていると間違った方向に進みかねません。

壁にぶつかるとその原因を自分以外のこと求めがちですが、何度もやってうまくいかない時、問題の核心は自分の常識の中に隠れている可能性があります。本当の敵は競争相手ではなく、むしろ自分自身の常識かもしれません。

# タックス Q&A

## ～災害損失特別勘定の益金算入時期の延長について～



当社(1年決算法人)は、前期に災害損失特別勘定100万円を設定しましたが、当期末までに被災資産の修繕が完了しない見込みとなりました。当社は当期において修繕費用等60万円を支出し、翌期には30万円の修繕費用等が見込まれます。このような場合、どのような経理処理をすればよいのでしょうか。



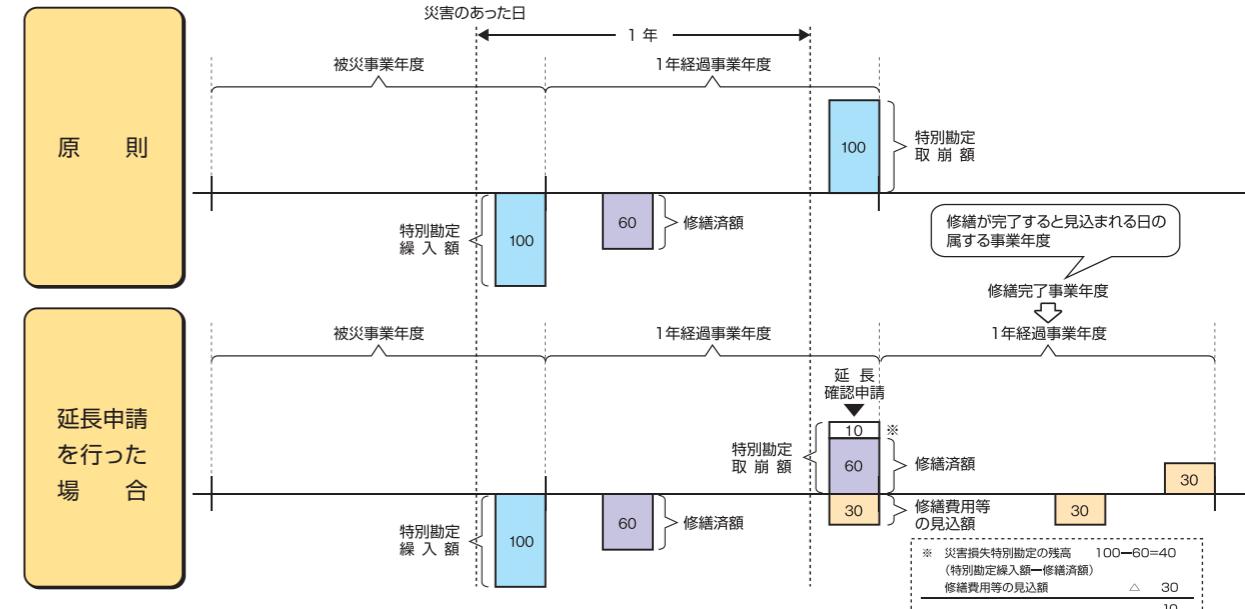
やむを得ない事情により、災害のあった日から1年を経過する日の属する事業年度(以下「1年経過事業年度」といいます。)終了の日までに修繕等が完了しない場合は、1年経過事業年度において次の①の金額と②の金額との合計額(60万円と10万円の合計額70万円)に相当する災害損失特別勘定の金額を益金の額に算入することになります。また、修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度(以下、「修繕完了事業年度」といいます。)まで益金算入時期を延長するための「災害損失特別勘定の益金算入時期の延長確認申請書」を1年経過事業年度終了の日までに所轄税務署長に提出する必要があります。

① 災害のあった日の属する事業年度(以下「被災事業年度」といいます。)終了の日の翌日から1年経過事業年度終了の日までにおいて被災資産に係る修繕費用等として損金の額に算入する金額の合計額(保険金等により補填される金額がある場合には、当該金額の合計額を控除した残額をいい、以下「修繕済額」といいます。)

② 災害損失特別勘定の残額から修繕費用等の見込額を控除した金額

(注)①「災害損失特別勘定の残額」とは、被災事業年度において災害損失特別勘定に繰り入れた金額から修繕済額を控除した金額をいいます。

2「修繕費用等の見込額」とは、1年経過事業年度終了の日の翌日から修繕完了事業年度終了の日までに支出にすることが見込まれる修繕費用等の金額の合計額(保険金等により補填される金額がある場合には、当該金額を控除した残額をいい、災害損失特別勘定の残額を限度とします。)をいいます



## 特集

## 大震災から1年半後の税務調査のポイント

公認会計士・税理士・中小企業診断士・不動産鑑定士 土屋 晴行



日本大震災から1年半余を経過する。未會有の被害をもたらした震災だけに、平時にはなかつた經理支出、さらには緊急を要した復興需要による業務受注での經理処理の誤りなどに、十分な注意と対応が欠かせません。

これらの税務調査での焦点にもなってくると思われる3項についての正しく理解を育んで頂くようまとめてみました。

これからは税務調査での焦点にもなってくると思われる3項についての正しく理解を育んで頂くようまとめてみました。

① 建物の避難階段の取り付けなど、物理的に付け加えた部分にかかる費用の額  
② 用途を変更するための模様替えなど、改修または改装に直接かかる費用

この規定は抽象的で、実質判定をすることは、殆ど不可能ですので、税法では次のような金額を資本的支出として例示しています。

資本的支出とは、次のいずれかに該当する固定資産について、修理・改良などの支出をしたときに、その資産についての質的な改良などで、取得価額に加算すべき金額は、資本的支出とし、その他は修繕費として取り扱います。

現在持つている固定資産について、修理・改良などの支出をしたときに、その資産についての質的な改良などで、取得価額に加算すべき金額は、資本的支出とし、その他は修繕費として取り扱います。

資本的支出とは、次のいずれかに該当する金額(いずれにも該当する場合は、多い方の金額)をいいます。

I. 使用期間を延長する部分(※1)

この規定は抽象的で、実質判定をすることは、殆ど不可能ですので、税法では次のような金額を資本的支出として例示しています。

II. 資産の価額を増加させる部分(※2)

この規定は抽象的で、実質判定をすることは、殆ど不可能ですので、税法では次のような金額を資本的支出として例示しています。

(※1) 
$$\text{資本的支出} = \frac{\text{支出直後の使用可能期間} - \text{通常の維持・管理をする時の支出直前の使用可能期間}}{\text{支出直後の使用可能期間}}$$

(※2) 
$$\text{資本的支出} = \text{支出直後の価額} - \text{通常の維持・管理をする時の支出直前の価額}$$

③ 機械の部分品を、特に品質や性質の高いもの取り替えた時の、その取り換えにかかる額のうち、普通の取り換えにかかると認められる費用の額を超える部分の金額

資本的支出は、実質で判定すべきです。

税法上では、1つの修理・改良などのために支出した金額が、資本的支出か修繕費が明らかでないときは、形式基準で判定することが認められています。

資本的支出と修繕費との区分については、実質で判定すべきです。

固定資産の前期末での取得価額の概ね10%相当額以下である、のいずれかに該当する場合は、修繕費として損金経理することができます。

形式基準① 少額な修理改良費(20万円に満たないもの)や、周期の短い修理費(概ね3年以内の期間を周期として行われるもの)などは修繕費として損金経理することができます。

形式基準② 1つの修理・改良にかかる額が、(ア)60万円に満たないものや、周期の短い修理費(概ね3年以内の期間を周期として行われるもの)などは修繕費として損金経理することができます。

形式基準③ 機械の部分品を、特に品質や性質の高いもの取り替えた時の、その取り換えにかかる額のうち、普通の取り換えにかかると認められる費用の額を超える部分の金額

(※1) 
$$\text{資本的支出} = \frac{\text{支出直後の使用可能期間} - \text{通常の維持・管理をする時の支出直前の使用可能期間}}{\text{支出直後の使用可能期間}}$$

(※2) 
$$\text{資本的支出} = \text{支出直後の価額} - \text{通常の維持・管理をする時の支出直前の価額}$$

一方、普通は寄付とか贈与とかいわれる支出去であっても、交際費や福利厚生費となることもありますし、また、法人が便益を受けるためもの、例えば、商店街の共同アーケードの建設負担金、広告宣伝を目的とした看板などの修理費(概ね3年以内の期間を周期として行われるもの)などは修繕費として損金経理することができます。

形式基準① 少額な修理改良費(20万円に満たないもの)や、周期の短い修理費(概ね3年以内の期間を周期として行われるもの)などは修繕費として損金経理することができます。

形式基準② 1つの修理・改良にかかる額が、(ア)60万円に満たないもの、(イ)その修理・改良などにかかる

固定資産の前期末での取得価額の概ね10%相当額以下である、のいずれかに該当する場合は、修繕費として損金経理することができます。

形式基準③ 機械の部分品を、特に品質や性質の高いもの取り替えた時の、その取り換えにかかる額のうち、普通の取り換えにかかると認められる費用の額を超える部分の金額

形式基準④ 機械の部分品を、特に品質や性質の高いもの取り替えた時の、その取り換えにかかる額のうち、普通の取り換えにかかると認められる費用の額を超える部分の金額

この場合の販売とは、次の2つの条件

が満たされる行為を意味しています。  
①商品や製品が相手に提供されること  
②確定した対価を、現金や受取手形、売掛金として受け取ること

企業会計においては、配当できることをいいます。

企業会計においては、配当できることをいいます。